

## 台風等の接近による警報が発表された場合の対応基準

常葉大学附属常葉中・高等学校

静岡地方気象台から、**暴風警報**または**特別警報**が発表された場合には、次の基準により登校してください。

警報は、県下を8区域に分けて発表されます。区域は、中部北、中部南、伊豆北、伊豆南、富士山南東、富士山南西、遠州北、遠州南の8つです。

警報発表の時間等	区 域 等	対 応 基 準
登校時まで <b>(家を出る時間)</b>	警報発表区域が自分の <b>居住区域</b> または <b>学校所在地（中部南）区域が含まれている場合</b>	・ 警報が解除されるまで <b>自宅待機</b> する
通学途中に	学校所在地（中部南）区域に暴風警報または 特別警報が発表された場合	・ 自宅付近にいる場合は、帰宅する ・ J R等公共交通機関に乗車中の場合は、 <b>最寄りの駅等で待機</b> する ・ 学校近くまで来ている場合は、登校する
<b>午前 1 1 時まで</b>	学校所在地（中部南）区域の暴風警報および 特別警報が <b>解除されない場合</b>	・ <b>休校</b> とする ・ J R等公共交通機関に乗車中の場合は、最寄りの駅等で待機する。電車等が運行され次第帰宅する
	学校所在地（中部南）区域の暴風警報および 特別警報が <b>解除された場合</b>	・ <b>登校</b> する ただし、公共交通機関の混乱や河川の増水等により、登校が困難と判断される場合には、登校を見合わせてもかまわない（欠席扱いとはしない）
	居住区域の暴風警報及び特別警報が <b>解除された場合</b>	
在校中	学校所在地（中部南）区域に暴風警報または 特別警報が <b>発表された場合</b> 、もしくは <b>発表が予想される場合</b>	・ 公共交通機関が動かなくなることが予想される場合には、直ちに授業やクラブ活動を中止して <b>帰宅</b> また、台風等が接近し警報が発表されると予想される場合には、授業やクラブ活動を中止して帰宅することもある

### 【参考1】警報の種類と発表基準

警報名	発 表 基 準	
<b>暴 風</b>	平均風速	陸上 2 0 m/s 以上、海上 2 5 m/s 以上
<b>特 別</b>	警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が 予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合	

### 【参考2】発表区域

細分区域	市 町 等
中部北	静岡市北部、川根本町
<b>中部南</b>	<b>静岡市南部、島田市、焼津市、藤枝市、吉田町、牧之原市</b>
富士山南東	御殿場市、裾野市、沼津市、三島市、小山町、長泉町、清水町
富士山南西	富士市、富士宮市
遠州南	湖西市、浜松市南部、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
*伊豆南、伊豆北、遠州北は省略（※気象庁ホームページより抜粋 2010.5.27）	

## 大規模地震情報等が発せられた場合の対処方法

本校は遠距離通学者が多いことから大規模地震や台風などの情報が発表された場合に登下校に混乱をきたす恐れがあります。したがって、その情報が発せられた場合には次のように対応しますのでご理解のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

### ① 東海地震に関する情報と防災対応・措置

本校は通学範囲が広範囲となっているため、「東海地震 注意情報」が発表された段階で直ちに帰宅及び保護者への引き渡しを開始します。

- 1 「東海地震 調査情報」が出た場合・・・東海地震の観測データに異常があらわれたり、特異な地震が起きたりしているが東海地震と関連性がないと判断できる場合や、しばらくの間変化の様子を見る必要がある場合に出される

学校は平常の授業を実施する。  
しかし、状況の変化に迅速に対応できるよう、続報を逃さない情報収集・連絡体制をとる。

- 2 「東海地震 注意情報」が出た場合・・・観測データに異常があらわれ、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高いと認められた場合に出される

- ①登校前に発表された場合  
生徒は自宅待機とする。ただし、避難対象地区住民の生徒は市町村の指定する避難地へ避難する。
- ②登下校時に出た場合  
報道機関等の地震情報を基に交通機関が動いている場合には、そのまま帰宅させることとする。ただし、学校近くにいる場合は学校に避難する。学校では、直ちに防災関係機関や報道機関と連絡をとって状況把握を行うとともに生徒の動向把握をする。
- ③在校時に出た場合  
防災関係機関や報道機関と連絡をとって情報の収集（公共交通機関の運行状況、道路交通等）を行い、帰宅が可能な場合は、直ちに帰宅させることとする。  
帰宅が不可能と判断された場合には、クラス（クラブ）単位で学校内待機とする。  
（待機中は、防災関係機関の指示に従って対応する。）  
いずれの場合も、きずなネット等を活用して保護者と連絡を取る。

- 3 「東海地震 予知情報」が出た場合・・・東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に出される。これと同時に警戒宣言が発令される。

- ①登校前と在校時  
上記2①と③に同じ。
- ②登下校時に発令された場合  
電車・バスは最寄の安全な場所・駅で停車し、その後、運行は停止される。  
学校に近ければ登校させ、自宅に近ければ帰宅させる。  
その他の場合は、安全な場所で保護者の迎えを待ち、その旨を学校に連絡する。

## ② 地震が発生した場合

- ・地震が発生した時点で学校の通常活動は停止（休校）し、避難活動を開始する。
- ・避難活動以降の行動については、防災関係機関の指示に従う。
- ・学校再開の連絡は、本校の連絡網（きずなネット等）により行う。

### ①登下校時の場合

地震が発生した時点の所在地で、防災関係機関の指示（広報等）に従い、各自避難する。  
（所在地が本校付近の場合には、校内に避難する。）

### ②在校時の場合

- 1次避難・・・防災頭巾を着用し机の下に入る。緊急放送等の指示があるまで教室内で待機。
- 2次避難・・・被災状況が軽度だと判断される場合、緊急放送等の指示によって、クラス単位でグラウンドへ避難する場合がある。
- 3次避難・・・防災関係機関からの命令または学校長の判断により、緊急放送等の指示の後、クラス単位で**広域避難場所（駿府城公園）**に避難し、防災関係機関の指示に従う。

**大津波警報が発令された場合は、下記の通り避難する。**

**【中高1年生】4F各教室・フロアーへ**

**【中高2年生】5F図書室へ**

**【中高3年生】6F屋上グラウンドへ（鍵は事務室）**

- 3次避難後の措置・・・公共交通機関の運行状況や、通学路の被災状況を把握した上で、帰宅が可能だと判断された場合には、地区別の集団で帰宅させる。帰宅が不可能な場合、防災関係機関の指示に従い、公的施設に避難する。

### ③在宅時の場合

各市町村の防災関係機関の指示（広報等）に従い、防災活動・避難活動を行う。